

平成 29 年 2 月 24 日
消 防 庁

平成 29 年春季全国火災予防運動の実施

平成 29 年 3 月 1 日（水）から 3 月 7 日（火）まで
『平成 29 年春季全国火災予防運動』が実施されます。

1 全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

2 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

3 実施期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）～ 3 月 7 日（火）

4 実施内容

5 の「重点目標」を踏まえ、全国の消防本部等において、防火・防災に関する広報や展示、体験型イベントなどのほか、学校、事業所等と協同した防火講習や消防訓練、防火査察など、火災予防を推進するための様々な取組が重点的に実施されます。

5 重点目標（※）

- （1）住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底等）
- （2）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- （3）放火火災防止対策の推進
- （4）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- （5）製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- （6）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- （7）林野火災予防対策の推進

※各地域の消防本部等において火災発生状況や地域特性等に応じた運動を展開します。

6 その他

- (1) 住宅用火災警報器の設置の徹底や適切な維持管理の必要性、方法等と呼びかけるコンテンツとして、広報用映像を制作しました。本映像は、広く国民が自由に視聴及びダウンロードできるよう消防庁ホームページに掲載(消防庁ホームページのトップにバナーを掲載。)するほか、各種メディア、全国の消防機関等に提供し、幅広く活用していただくこととしています。
- (2) 春季全国火災予防運動の実施時期に合わせ、(一社)日本たばこ協会においても「たばこ火災防止キャンペーン」を実施し、寝たばこ火災の防止等の普及啓発を行います。

【参考資料1】平成29年春季全国火災予防運動の重点目標等

【参考資料2】各消防本部等における実施予定及び本年度秋季の実施状況の例

【参考資料3】平成29年春季全国火災予防運動ポスター((一財)日本防火・危機管理促進協会)

【参考資料4】たばこ火災防止キャンペーンのチラシ等((一社)日本たばこ協会)

【参考資料5】住宅用火災警報器の維持管理について

【参考資料6】住宅用火災警報器の広報用映像の制作及び活用

【問い合わせ先】

消防庁予防課 恵崎・齋藤

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

平成 29 年春季全国火災予防運動の重点目標等

1 重点目標及び効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

(3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (7) 林野火災予防対策の推進
- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入りに際しての手続き等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

2 その他

上記のほか、各地域の消防本部においては、当該地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に応じた運動を展開します。

また、実施時期についても気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施されます。時期も含めた各地域における運動の詳細等については、各都道府県又は各消防本部にお問い合わせ下さい。

平成29年春季火災予防運動において実施予定の取組の一部紹介

仙台市消防局

- 3月1日(水)に仙台駅前の大型複合商業施設アエルで、「防火フェア」を開催し、宮城のご当地アイドル「みちのく仙台ORI☆姫隊」を1日消防局長に迎え、防火ステージなど、火災予防啓発イベントを実施。

千葉市消防局

- 各署において消防フェアを開催し、住宅用火災警報器の維持管理を含む普及啓発や、震災対策として感震ブレーカー等の普及の促進を図るとともに、各町内自治会にリーフレット等を配布。

名古屋市消防局

- 3月2日(木)に天白区の福祉施設エクセレント天白ガーデンヒルズで、災害時要援護者対策の一つの方策として地域住民と福祉施設、行政の相互間の連携のさらなる強化を目的に、「福祉施設・地域・行政をつなぐ たすけあい訓練」を実施（訓練実施後、地域と福祉施設との間で地域支援協力の締結式を実施）。

※上記の詳細については各消防本部にお問い合わせください。

平成28年秋季火災予防運動の実施状況の例

塩谷広域行政組合消防本部（栃木県）



消防キャンペーン

志摩広域消防組合消防本部（三重県）



第一回消防フェスティバル

甲府地区広域行政事務組合消防本部（山梨県）



第13回甲府地区幼年女性消防大会

岐阜市消防本部（岐阜県）



リハビリセンターでの避難訓練

天草広域連合消防本部（熊本県）



小学校児童への防火・防災教育

久万高原町消防本部（愛媛県）



一人暮らしのお年寄り世帯防火・防災診断

制作 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会
後援 消防庁 全国消防長会

春の 全国火災
予防運動

3/1~3/7

消
しま
し
し
よ
う

その火その時
その場所で

永野 芽郁



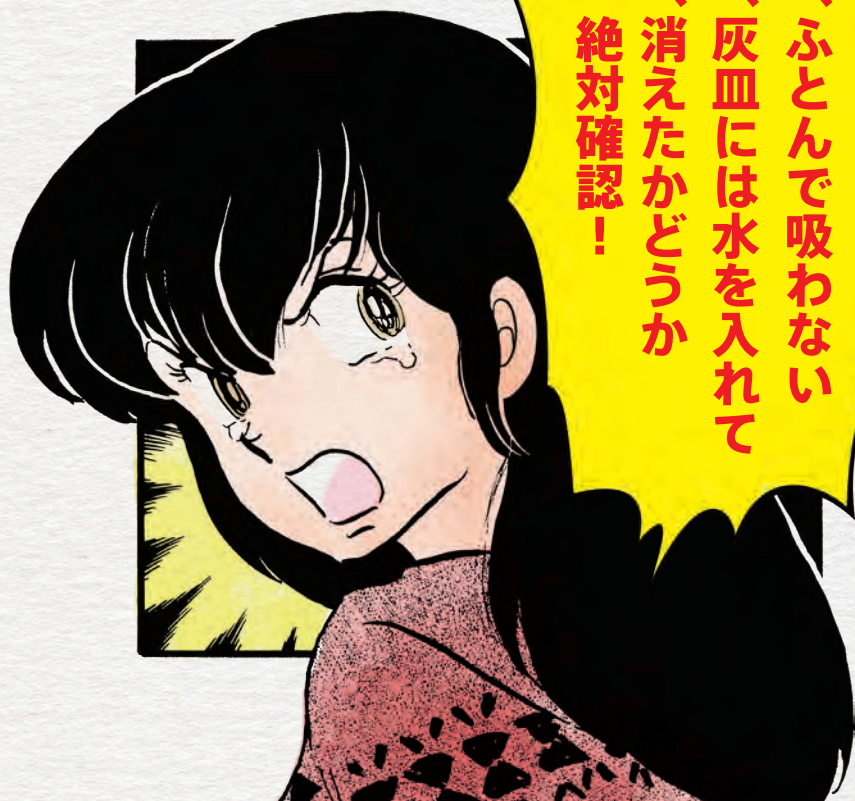
このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



一刻館は寝たばこ禁止 の巻

めぞん一刻

© 高橋留美子/小学館



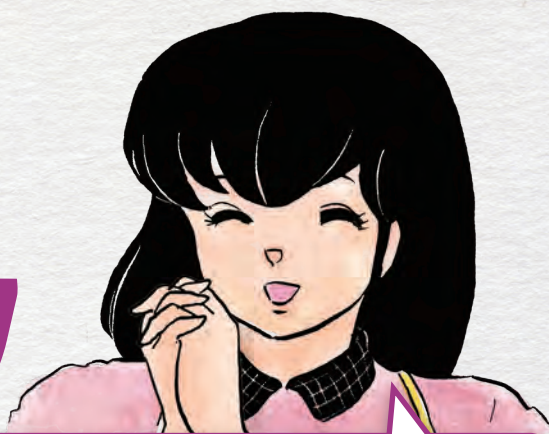
寝たばこ、
あなたも気をつけて。

たばこ火災防止キャンペーン

後援：消防庁 全国消防長会 制作：一般社団法人日本たばこ協会

寝たばこ火災、あなたは大丈夫？

郷音子さんの あんしんチェック



✓ チェックがついた方は、今日から生活を見直してくださいね！



ふとんやベッドの
近くに灰皿を置いている



ウトウトしながら
たばこを吸うことがある

ふとんに落ちた火種は、炎が出ないままくすぶり続けて、気づかないうちに燃え広がる
ことがあるんです。そのまま寝てしまうと煙に
より一酸化炭素中毒になることもあります。

ダメですって！

だから

1 たばこは「**ふとんで吸わない**」
でくださいね。



灰皿以外のモノを
灰皿として使うことがある



灰皿に山盛りに
吸い殻をためている

空き缶などを灰皿として使用せず、たばこは
水を入れた「灰皿」で確実に消火しましょう。
消したつもりなたばこの火が、まわりのモノや
他の吸い殻に燃え移り、火事になってしまいます。

こ、これで
完ペキ……

だから

2 「**灰皿には水を入れて**」
使ってくださいね。



寝る前にたばこの火を
消したか確認する習慣がない



灰皿の吸い殻をごみ箱に
捨てる時、火が消えている
ことを再確認していない

「自分だけは大丈夫」という油断でたばこ火災
がおこるんです。たった1本のたばこが、大切
な家や命を奪ってしまうことも。おやすみ前
は特に注意が必要です。

気をつけ
なくっちゃ！

だから

3 「**消えたかどうか絶対確認!**」
してくださいね。



定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。



作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合



住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

- ※1 警報器の作動確認は春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

住宅用火災警報器の広報用映像の制作及び活用

【参考資料6】

映像の概要

【背景】

新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、電池切れや本体内部の電子機器の劣化により適切に作動しない事案の発生が懸念。

【内容】

- 住宅用火災警報器の適切な設置・点検・交換の重要性や点検方法、交換方法等を住民に広く呼びかける広報用映像。
- 交換時に各住戸及び居住形態に適した住宅用火災警報器を選択することができるよう、連動型等の様々なタイプの住宅用火災警報器を紹介。



設置が必要な場所



ボタン式の点検方法



ひも式の点検方法



電池切れの警報



警報器の交換方法



連動型の効果

<本編:12分、ダイジェスト編3分、スポット広告編:30秒>

映像の活用

【消防庁の対応】

- 平成29年2月に都道府県及び消防本部に配布するとともに、全国火災予防運動等で活用するよう通知。
- 日本ケーブルテレビ連盟及び同会員事業者に放映協力を依頼。
- 消防庁ホームページ、総務省動画チャンネルで公開。

消防庁ホームページ: http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/movie/mov15.html

総務省動画チャンネル: <https://www.youtube.com/user/soumuchannel>

【消防本部等の活用例】

- 防火講話での活用
- ケーブルテレビをはじめとするテレビでの活用
- 街頭、競技場等の大型モニターでの活用
- 公共施設等に設置されたモニターでの活用
- ホームページ上での活用(ストリーミング配信等) など

消防本部等の活用例(過去の映像等)



防火講話(岡山)



ケーブルテレビ(大阪)



街頭のモニター(北海道)



スタジアム(熊本)
(予定)



駅の通路(神奈川)



市役所のモニター(山口)